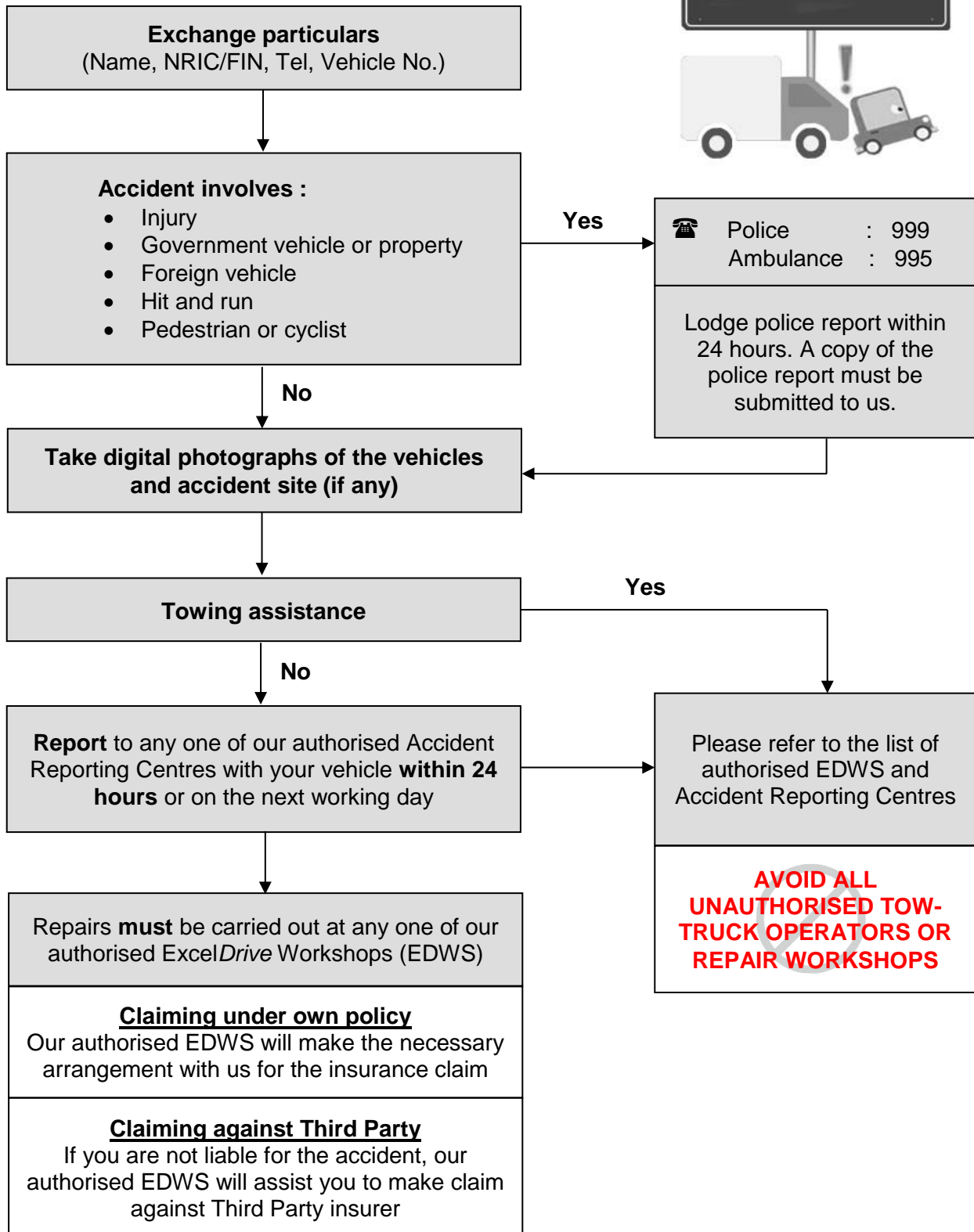


## MOTOR CLAIMS PROCEDURE



**Note :** You may call our Contact Centre Hotline at (65) 6461 6555 for towing assistance or claims related matters. Please note that this hotline will be redirected to our emergency towing service provider after office hours.

## 事故時の初期対応



お客さまにお知らせいただきたい情報  
 (お客さまのお名前、身分証番 (NRIC/FIN)、  
 お電話番号、事故車両の登録番号)

以下のいずれかが関係しますか？

- 人身事故
- 政府の自動車または財物
- 国外登録自動車
- ひき逃げ・当て逃げ
- 歩行者やサイクリスト

はい

☎ 警察 : 999  
 救急車 : 995

24 時間以内に警察へ事故の届出をお願いします。警察のレポートのコピーを、当社へご提出願います。

いいえ

可能な限り、事故車両 (自車&他車) および事故現場の状況の写真撮影をお願いします。

はい

レッカー移動が必要ですか？

いいえ

事故発生から 24 時間以内または翌営業日中に、弊社指定の修理工場までご連絡および事故車両を納車願います。

リストに記載の弊社指定の修理工場へのご連絡をお願いします。

**弊社指定以外の修理工場やレッカーサービス会社の起用はご遠慮願います。**

弊社指定の修理工場にて修理願います。

**お客さまの車両保険をご利用の場合**  
 保険金ご請求手続きを、弊社指定の修理工場が実施いたします。

**第三者へ損害賠償請求をする場合**  
 お客さまに責任が無い場合、第三者に対する損害賠償請求のお手続きを、弊社指定の修理工場がお手伝いします。

注意：レッカー移動および保険金のご請求に関するお問い合わせの際は、弊社ホットライン：(65) 6461-6555 までお電話ください。なお、弊社の営業時間外は緊急レッカーサービス会社へ転送されますのであらかじめご了承ください。